

1. 基地交付金と調整交付金

(制度の概要)

瑞穂町は、横田基地の面積約 7.14 km²のうち、約 30%にあたる 2.10 km²を基地に提供しており、これは、行政面積（16.85 km²）の約 13%を占めている。

特に、横田基地は町を東西に分断し、騒音問題をはじめ、まちづくりの阻害要因となっているとともに、基地を占有する米軍基地、米軍人等については「地方税の臨時特例法」の適用によって、地方税を課税することができないため、財政面でも多くの影響を受けている。

国では、このような損失を補うため、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」を施行し、国が米軍に提供している施設内にある国有資産及び自衛隊が使用する飛行場等を対象に、毎年度予算の範囲内において当該市町村の財政状況等を考慮して、基地交付金として交付されている。

この交付金は、財務省の国有財産台帳が対象であり、米軍所有資産は対象から除外されているため、「施設等所在市町村調整交付金要綱」が告示され、米軍及び米軍人等に係る固定資産税、住民税等の非課税措置による税財政上の影響を考慮し、毎年度予算の範囲内において調整交付金として交付されている。

このように基地交付金は、固定資産税の代替的性格を有し、所在市町村の財政を補填するものであるが、算定基礎となる国有財産台帳価格が固定資産税評価額と比較すると低いことと、評価替えの時期が町と異なるために、固定資産税に相当する額が交付されているとはいえない。併せて、基地周辺の国が買い上げた国有地は交付金の対象とならず、固定資産税としても歳入見込ができない状況である。

また、町が横田基地へ提供している土地の大部分は滑走路及び着陸誘導施設に使用されており、庁舎など規模の大きな建物ではないため、基地交付金の対象資産価値が提供土地面積に比較して著しく低額となっている。

町と議会では滑走路の重要性及び騒音問題等を考慮し、一般工作物と同一視せず特別措置を講ずるよう、総務省に対して要請を続けている。

【国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）】

基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」（昭和 32 年法律第 104 号）の規定により、国が所有する固定資産のうち、米軍が使用している固定資産（土地、建物及び工作物）や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付される。当該交付金は、市町村がこれらの資産に対して固定資産税を課税することができないため、固定資産税に代わる財政補給金的な性格を有するものと解されている。

使途を制限されず、一般財源として交付されるものであるが、固定資産税や国有資産等所在市町村交付金（固定資産税相当額）と異なり、市町村の特別の財政需要に対する財政補給金的な性格を有し、その収入額は税収入とみるべきものではなく、地方交付税の基準財政収入額の算定には算入されないものである。

また、基地交付金は、施設等所在市町村の財政上の影響を緩和するためのものであり、補償金とは異なるものである。

(配分方法)

交付金は、毎年度予算で定める金額の範囲内で交付され、交付金の額は次の金額の合算額となる。

1. 交付金の総額の 10 分の 7 に相当する額を、その年の 3 月 31 日(前年度の末日)現在において所在する対象資産の価格の合算額に按分した額。
2. 交付金の総額の 10 分の 3 に相当する額を対象資産の種類及び用途、市町村の財政状況等を考慮して、特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額。

※ 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）は毎年 10 月 31 日までに都道府県を経由して市町村長に通知され、遅くとも 12 月 31 日までに交付されることになっている。

【施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）】

調整交付金は、施設等所在市町村調整交付金交付要綱の定めるところにより、米軍資産に係る税制上の特例措置等（固定資産税、住民税等の非課税扱い）により市町村が税財政上の影響を受けていること、米軍資産と基地交付金に対する財政上の措置に不均衡が認められること等、米軍施設区域が所在する市町村の財政事情の特殊性を考慮して配分される性格のものと解され、国有提供施設等所在市町村助成交付金と同様に、財政補給金的な性格を有し、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとされている。

(配分方法)

調整交付金は立法措置によらずに「施設等所在市町村調整交付金要綱」（昭和 45 年 11 月 6 日自治省告示第 224 号）により（行政置）、毎年度予算の範囲内において交付されることになっているが、その額は次の金額の合算額となっている。

1. 調整交付金の総額の 3 分の 2 に相当する額を、各市町村に所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額。
2. 調整交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額を、米軍関係の非課税措置による影響、その他市町村の財政状況を考慮して総務大臣が配分した額。

※ 交付の方法は、国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）と同様である。